芝コースからダートコースへの馬場の変更

一般事項Ⅶの３による芝コースからダートコースへの馬場の変更は以下のとおりとする。

札　幌

〈芝〉		〈ダート〉
1,000 メートル 1,200 メートル	→	1,000 メートル
1,500 メートル 1,800 メートル 2,000 メートル	→	1,700 メートル
2,600 メートル	→	2,400 メートル

函　館

〈芝〉		〈ダート〉
1,000 メートル 1,200 メートル	→	1,000 メートル
1,700 メートル 1,800 メートル 2,000 メートル	→	1,700 メートル
2,600 メートル	→	2,400 メートル

福　島

〈芝〉		〈ダート〉
1,000 メートル	→	1,000 メートル
1,200 メートル	→	1,150 メートル
1,700 メートル 1,800 メートル 2,000 メートル	→	1,700 メートル
2,600 メートル	→	2,400 メートル

新　潟

〈芝〉		〈ダート〉
1,000（直）メートル	→	1,000 メートル
1,200 メートル 1,400 メートル 1,400(外)メートル	→	1,200 メートル
1,600(外)メートル 1,800(外)メートル 2,000 メートル 2,000(外)メートル 2,200 メートル 2,400 メートル	→	1,800 メートル
3,000(外)メートル 3,200(外)メートル	→	2,500 メートル

中　山

〈芝〉		〈ダート〉
1,200(外)メートル	→	1,200メートル
1,600(外)メートル 1,800メートル 2,000メートル 2,200(外)メートル	→	1,800メートル
2,500メートル 2,600(外)メートル 3,200(外→内)メートル 3,600メートル 4,000(外)メートル	→	2,500メートル

東　京

〈芝〉		〈ダート〉
1,400メートル	→	1,400メートル
1,600メートル 1,800メートル	→	1,600メートル
2,000メートル 2,300メートル	→	2,100メートル
2,400メートル 2,500メートル 2,600メートル 3,400メートル	→	2,400メートル

中　京

〈芝〉		〈ダート〉
1,200メートル 1,300メートル	→	1,200メートル
1,400メートル 1,600メートル	→	1,400メートル
2,000メートル 2,200メートル	→	1,900メートル
3,000メートル	→	2,500メートル

京　都

〈芝〉		〈ダート〉
1,100 メートル	→	1,100 メートル
1,200 メートル	→	1,200 メートル
1,400 メートル 1,400(外) メートル 1,600 メートル 1,600(外) メートル	→	1,400 メートル
1,800(外) メートル	→	1,800 メートル
2,000 メートル 2,000(外) メートル 2,200(外) メートル 2,400(外) メートル	→	1,900 メートル
3,000(外) メートル 3,200(外) メートル	→	2,600 メートル

阪　神

〈芝〉		〈ダート〉
1,200 メートル	→	1,200 メートル
1,400 メートル 1,400(外) メートル 1,600(外) メートル	→	1,400 メートル
1,800(外) メートル	→	1,800 メートル
2,000 メートル 2,200 メートル 2,400(外) メートル	→	2,000 メートル
2,600(外) メートル 3,000 メートル 3,200(外→内) メートル	→	2,600 メートル

小　倉

〈芝〉		〈ダート〉
1,000 メートル 1,200 メートル	→	1,000 メートル
1,700 メートル 1,800 メートル 2,000 メートル	→	1,700 メートル
2,600 メートル	→	2,400 メートル

日本中央競馬会競馬施行規程抜粋

１．負担重量（第 71 条）

負担重量は、次に掲げる 3 種類とする。

（1）馬の年齢によるもの

（2）ハンデキャップにより定めるもの

（3）馬の年齢、性、収得賞金の額、勝利度数その他の競馬番組で定める条件により算出するもの

２．馬齢重量（第 72 条）

平地競走における前条第 1 号に規定する馬の年齢による負担重量（以下この条において「馬齢重量」という。）は、次の表に定めるとおりとする。ただし、開催日（天災地変その他やむを得ない事由により開催日の日取りを変更した場合における変更後の開催日を除く。）が 2 日以上連続する場合において、それらの開催日の最初の日とその他の日における馬齢重量が同表に定めるところにより変更されることとなる馬については、当該最初の日現在における同表による重量をもってそれらの開催日におけるその馬の馬齢重量とする。

区　分	2 歳		3 歳
	9 月まで	10 月から 12 月まで	
雄及びせん	55 キログラム	56 キログラム	57 キログラム
雌	55 キログラム		

３．南半球産馬の負担重量（第 73 条）

南半球で 7 月 1 日から 12 月 31 日までの間に出生した馬が平地競走（ハンデキャップにより負担重量を定めるものを除く。）に出走する場合については、第 71 条の規定により定められた負担重量から競馬番組で定める重量を減じた重量をもってその馬の負担重量とする。

４．開催日の日取りを変更した場合の馬齢重量等の取扱い（第 73 条の２）

天災地変その他やむを得ない事由により開催日の日取りを変更した場合において、当該変更後の開催日における馬齢重量及び前条に規定する負担重量の取扱いについては、競馬番組で定める。

５．騎手についての負担重量の減量（第 74 条）

特別競走及びハンデキャップにより負担重量を定める競走のいずれでもない競走に、次の各号に掲げる騎手が騎乗する場合（第２号イ及び第３号に掲げる騎手にあっては平地競走に騎乗する場合に、第２号ロ及び第４号に掲げる騎手にあっては障害競走に騎乗する場合に限る。）には、競馬番組で定める重量を第71条の規定により定められた負担重量（前２条の規定により定められたものを含む。以下この条において同じ。）から減ずる。

（1）　女性騎手（第44条第１項本文の免許試験に合格し騎手の免許を受けている女性及び第60条の規定により騎手の免許を受けている女性（規則第45条第6項で準用する規則第21条第1項本文の免許試験に合格し協会の騎手の免許を受けている者に限る。）をいう。）

（2）中央競馬の見習騎手（第44条第１項本文の免許試験に合格して騎手の免許を受けている者のうち、本会、協会又は外国の競馬機関の騎手免許を受けていた期間を通算した期間が５年未満であって、次のイ又はロに掲げる騎手の免許の競走の種類ごとに当該イ又はロに定めるものをいう。）

イ　平地競走　平地競走における勝利度数が100回以下の騎手

ロ　障害競走　障害競走における勝利度数が 20 回以下の騎手

（3）地方競馬の見習騎手（第60条の規定により騎手の免許を受けている者のうち、本会、協会又は外国の競馬機関の騎手免許を受けていた期間を通算した期間が５年未満であって平地競走における勝利度数が100回以下のものをいう。）

（４）障害競走新規騎乗騎手（第44条第１項本文の免許試験に合格して騎手の免許を受けている者（第２号に該当する者を除く。）のうち、初めて障害競走に騎乗した日から５年を経過しない者であって、障害競走における勝利度数が20回以下のものをいう。）

２　前項の規定による負担重量の減量があった場合において、同項第1号の女性騎手であり、かつ、同項第２号若しくは第３号の見習騎手又は第４号の障害競走新規騎乗騎手であるときの第71条の規定により定められた負担重量から減ずる重量の取扱いについては、競馬番組で定めるものとする。

３　第１項第２号及び第４号の場合における勝利度数は、当該騎手が、次の各号に掲げる競走（第２号及び第３号に掲げる競走にあっては、競走馬登録を受けている馬に騎乗したものに限る。）において、初めて騎乗した日以降当該競走の出馬投票締切日の前日までに騎乗して得た１着の回数とする。

（１）　中央競馬の競走

（２）　地方競馬指定交流競走

（３）　理事長が指定する外国の競馬の競走

４　第１項第３号の場合における勝利度数は、当該騎手が、次の各号に掲げる競走（第３号に掲げる競走にあっては、地方馬登録を受けている馬に騎乗したものに限る。）において、初めて騎乗した日以降当該競走の出馬投票締切日の前日までに騎乗して得た１着の回数とする。

（１）　中央競馬の競走

（２）　地方競馬の競走

（３）　外国の競馬の競走

５　第１項第２号から第４号までの場合における期間について、その期間を延長することが適当と認める場合には、当該期間満了の日から引き続き１週間を超えない範囲内において延長することとし、その基準を競馬番組で定めるものとする。

６．最低の負担重量（第 75 条）

平地競走における最低の負担重量は、50キログラム（競馬番組で指定する競走にあっては、49キログラム）とする。

２　障害競走における最低の負担重量は、3歳の馬にあっては56キログラムとし、4歳以上の馬にあっては57キログラムとする。

３　第71条及び前3条の規定により定められた負担重量が、前2項に規定する最低の負担重量を下回る場合は、前2項に規定する重量を負担重量とする。

７．出走馬の制限（第83条）

平地競走に出走させることができる馬は、2歳以上の馬とする。ただし、2歳の馬は、出生の日から起算して2年を経過しなければ出走させることができない。

２　障害競走に出走させることができる馬は、3歳以上の馬とする。ただし、3歳の馬は、出生の日から起算して3年を経過しなければ出走させることができない。

３　馬の年齢は、その馬が出生した年の1月1日から起算する。

８．入厩の義務（第 91 条）

競走馬登録を受けている馬であって、当該登録後第 74 条第 3 項各号に掲げる競走に出走したことのあるもの（以下この条において「既出走馬」という。）を競走に出走させようとする場合は、当該競走の実施される日の 10 日前から、既出走馬でない馬を競走に出走させようとする場合は、当該競走の実施される日の 15 日前から、それぞれ引き続いて本会の管理する厩舎に入厩させていなければ、当該競走に出走させることができない。

９．むちの使用（第 95 条第 1 項）

騎手は、むちその他の理事長が定めた装具等以外のものを使用又は着用して、競走に騎乗してはならない。

10．帽および保護ベストの着用（第 95 条第 2 項）

騎手は、帽、保護ベストその他の理事長が定めた装具を着用しないで、競走に騎乗してはならない。

11. 検量開始および終了時刻（第 99 条）

競走に騎乗しようとする騎手は、当該競走の実施される日において当該競馬場で最初に実施される競走の発走時刻前 70 分から騎乗しようとする競走の発走時刻前 50 分までの間に、検量所において、第 85 条第 4 項又は第 88 条第 2 項の規定により公表された負担重量に保護ベストの標準的な重量に相当する分として 1 キログラムを加えた重量（次条第 1 項において「加算重量」という。）につき前検量を受けなければならない。ただし、騎手の変更により新たに騎乗することとなったときその他検量委員がやむを得ない事由があると認めたときは、定められた時間外に前検量を受けることができる。

12. 装鞍所集合時刻（第 101 条）

調教師は、競走に出走させようとする馬を、競馬番組で定める時までに装鞍所にひき付けなければならない。

収得賞金の算定方法について

2027 年においては、一般事項Ⅰの 4 の(3)のイに規定する収得賞金について、次のとおり算定する。

平地競走

2 歳馬（2025 年産）・3 歳馬（2024 年産）・4 歳馬（2023 年産）・5 歳馬（2022 年産）・6 歳馬（2021 年産）・7 歳馬（2020 年産）・8 歳馬（2019 年産）・9 歳馬（2018 年産）・10 歳馬（2017 年産）・11 歳馬（2016 年産）・12 歳馬（2015 年産）

一般事項Ⅰの 4 の(3)のロからトに定める額の合計額

13 歳以上馬（2014 年以前産）

以下の①および②の合計額

① 下表において該当する年齢ごとに定める日の前日以前に獲得した一般事項Ⅰの 4 の(3)のロからトに定める額を 2 で除して得た額

② 下表において該当する年齢ごとに定める日以降に獲得した一般事項Ⅰの 4 の(3)のロからトに定める額

13 歳馬(2014 年産)	2018 年 6 月 2 日
14 歳馬(2013 年産)	2017 年 6 月 3 日
15 歳馬(2012 年産)	2016 年 6 月 4 日
16 歳馬(2011 年産)	2015 年 6 月 6 日
17 歳馬(2010 年産)	2014 年 6 月 7 日
18 歳馬(2009 年産)	2013 年 6 月 1 日
19 歳馬(2008 年産)	2012 年 6 月 2 日
20 歳馬(2007 年産)	2011 年 6 月 18 日
21 歳馬(2006 年産)	2010 年 6 月 19 日
22 歳馬(2005 年産)	2009 年 6 月 20 日
23 歳馬(2004 年産)	2008 年 6 月 21 日
24 歳馬(2003 年産)	2007 年 6 月 16 日
25 歳以上馬(2002 年以前産)	2006 年 6 月 17 日

障害競走

全ての馬

一般事項Ⅰの 4 の(3)のロからトに定める額の合計額

【参考】外国の競馬の競走における本賞金の換算について（2026 年）

2026 年において、一般事項Ⅰの 4 の(3)のホに規定する外国の競馬の競走で収得した本賞金については、以下の通貨換算表を用いて換算するものとする。

国　名	（通貨名）	
アメリカ	(ドル)	0.85106
アルゼンチン	(ペソ)	0.00059
イギリス	(ポンド)	1.14600
オーストラリア	(ドル)	0.56880
カタール	(リヤル)	0.23333
カナダ	(ドル)	0.62158
韓国	(100 ウォン)	0.05900
シンガポール	(ドル)	0.66203
スイス	(フラン)	1.07365
スウェーデン	(クローナ)	0.09241
チリ	(ペソ)	0.00095
チェコ	(コルナ)	0.04126
チュニジア	(ディナール)	0.29219
デンマーク	(クローネ)	0.13389
トルコ	(リラ)	0.01981
日本	(100 円)	0.54300
ニュージーランド	(ドル)	0.49068
ノルウェー	(クローネ)	0.08444
バーレーン	(ディナール)	2.26244
ハンガリー	(フォリント)	0.00260
ブラジル	(レアル)	0.15537
ブルガリア	(レフ)	0.51130
ポーランド	(ズウォティ)	0.23691
香港	(ドル)	0.10933
南アフリカ	(ランド)	0.05143
モロッコ	(ディルハム)	0.09344
ＵＡＥ	(ディルハム)	0.23217

※表内の数字は各国の 1 通貨単位当たりのユーロ。

※日本円への換算式　「当該通貨の値÷日本の値」

例）2026 年香港ドル　「0.10933÷0.54300」×〇〇香港ドル（賞金額）×100

アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量について

１．一般事項Ⅰの４の（11）のハに規定するアローワンスは、次のとおりとする。

（１）年齢によるアローワンス

5歳以上馬に対する3歳馬および4歳馬のアローワンスは、下表のとおりとする。

（単位：キログラム）

	距　離	馬の年齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平地競走	1,400m未満	3歳	7(6)	6(5)	5(4)	4(3)	4(3)	3	3	2	2	1	1	1
		4歳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	1,400m以上1,600m以下	3歳	8(7)	7(6)	6(5)	5(4)	4(3)	4(3)	3	3	2	2	1	1
		4歳	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	1,600m超2,200m未満	3歳	9(8)	8(7)	7(6)	6(5)	5(4)	4(3)	4(3)	3	3	2	2	1
		4歳	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2,200m以上	3歳	10(9)	9(8)	8(7)	7(6)	6(5)	5(4)	4(3)	4(3)	3	3	2	2
		4歳	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
障害競走		3歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		4歳	1	1	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－

※　オープン競走以外の平地競走においては（　）内を適用。

（２）牝馬のアローワンス

牡馬に対する牝馬のアローワンスは、2キログラムとする。

２．南半球産馬の負担重量の減量

競馬施行規程第73条に規定する競馬番組で定める重量は、下表のとおりとする。

（単位：キログラム）

	距　離	馬の年齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平地競走	1,400m未満	2歳						3	3	3	3	3	3	3
		3歳	2	2	2	2	2	2	1(－)	1	1	1	1	1
		4歳	1	1	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－
	1,400m以上1,600m以下	2歳						3	3	3	3	3	3	3
		3歳	2	2	2	2	2	2	2(－)	2	2	1	1	1
		4歳	1	1	1	1	1	1	－	－	－	－	－	－
	1,600m超2,200m未満	2歳						3	3	3	3	3	3	3
		3歳	2	2	2	2	2	2	2(－)	2	2	2	2	2
		4歳	1	1	1	1	1	1	1(－)	－	－	－	－	－
	2,200m以上	2歳						4	4	4	4	4	4	4
		3歳	3	3	3	3	3	3	2(－)	2	2	2	2	2
		4歳	1	1	1	1	1	1	1(－)	1	－	－	－	－

※　ワールドオールスタージョッキーズにおいては（　）内を適用。

３．なお、上記１の（1）および2の表において、開催日（天災地変その他やむを得ない事由により開催日の日取りを変更した場合における変更後の開催日を除く。）が2日以上連続する場合において、それらの開催日の最初の日とその他の日におけるアローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量が当該表に定めるところに

より変更されることとなる場合については、当該最初の日現在における当該表による重量をもってそれらの開催日におけるその馬のアローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量とする。

【参　考】

1．3歳以上馬または4歳以上馬の競走において、下表の競走を除き、別定重量を算出する際に基となる重量は、平地競走58キログラム、障害競走60キログラム（いずれも、5歳以上の牡馬の重量）とし、3歳馬、4歳馬および牝馬については、これらの重量から上記1の（1）および（2）の重量を減じた重量とする。ただし、外については、競馬番組で別に定める重量とする。

（単位：キログラム）

競走の種別		競　　走	重量
3（4）歳以上馬競走	平地競走	ＧⅡ競走（札幌記念および阪神カップ競走を除く）、ＧⅢ競走および重賞競走以外のオープン競走	57
	障害競走	Ｊ・ＧⅠ競走	63

2．南半球で7月1日から12月31日までの間に出生した馬が平地競走（ハンデキャップにより負担重量を定めるものを除く。）に出走する場合の負担重量は、同年齢の北半球で出生した馬の負担重量から上記2の重量を減じた重量とする。

理事長が指定する外国の競馬の競走について

日本中央競馬会競馬施行規程(平成19年理事長達第28号)第74条第3項第3号の理事長が指定する競走は、ジョッキークラブ・インフォメーション・システムズ・インコーポレイティッドが発行するインターナショナル・カタロギング・スタンダーズ・アンド・インターナショナル・スタティスティクスのパートⅠに定める外国の競馬のＧ１競走、Ｇ２競走及びＧ３競走とする。

【参　考】

・上記規定は、2020年6月6日以後に実施された競走について適用し、同日前に実施された競走については、なお従前の取扱いによる。

・インターナショナル・カタロギング・スタンダーズ・アンド・インターナショナル・スタティスティクス掲載内容

区　　分	国　　名	
パートⅠの競走	パートⅠ国	アメリカ合衆国、カナダ、アイルランド、英国、 ドイツ、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、 日本、香港、アラブ首長国連邦、南アフリカ、 アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ブラジル、ペルー
	パートⅡ国 (一部競走)	イタリア、スカンジナビア諸国、トルコ、韓国、 サウジアラビア王国、バーレーン
	パートⅢ国 (一部競走)	カタール

ＧＩ競走騎乗ならびに若手騎手競走について

※　見習騎手のＧＩ競走騎乗については、本会の見習騎手にあっては日本中央競馬会競馬施行規程第 74 条第 3 項、地方競馬の見習騎手にあっては日本中央競馬会競馬施行規程第 74 条第 4 項による勝利度数が 31 回以上の騎手に限り、認めるものとする。

※　競馬番組で（若手騎手）と表記されている競走に騎乗できる騎手は、日本中央競馬会競馬施行規程第 44 条第 1 項本文の免許試験に合格して得た騎手免許を有する者のうち、本会、地方競馬全国協会または外国の競馬機関の騎手免許を受けていた期間を通算した期間が 7 年未満の騎手（以下「若手騎手」という。）とする。

ただし、出馬投票後に、騎乗予定騎手の事故等により騎手変更する場合については、原則として若手騎手を騎乗させることとするが、該当する騎手がいない場合に限り、若手騎手以外の騎手も騎乗できるものとする。

騎手の負担重量の減量および平地競走における最低の負担重量について

１．騎手の負担重量の減量

（１）　競馬施行規程第74条第1項および第2項に基づき、女性騎手（見習騎手および障害競走新規騎乗騎手であるものを含む。）については下表1に定める重量を、女性騎手以外の見習騎手および障害競走新規騎乗騎手については下表2に定める重量を、競馬施行規程第71条の規定により定められた負担重量から減ずるものとする。

表　1

区　分	平地競走の勝利度数	障害競走の勝利度数	減ずる重量	出馬表の表記
見習騎手	５０回　以　下	１５回　以　下	4キログラム	★
	51回以上100回以下	16回以上20回以下	3キログラム	▲
障害競走新規騎乗騎手		１５回　以　下	4キログラム	★
		16回以上20回以下	3キログラム	▲
見習騎手および障害競走新規騎乗騎手でない騎手			2キログラム	◇

表　2

区　分	平地競走の勝利度数	障害競走の勝利度数	減ずる重量	出馬表の表記
見習騎手	３０回　以　下	１０回　以　下	3キログラム	▲
	31回以上50回以下	11回以上15回以下	2キログラム	△
	51回以上100回以下	16回以上20回以下	1キログラム	☆
障害競走新規騎乗騎手		１０回　以　下	3キログラム	▲
		11回以上15回以下	2キログラム	△
		16回以上20回以下	1キログラム	☆

（２）　競馬施行規程第74条第5項に基づき、同条第1項第2号から第4号までの場合における期間（「減量対象期間」という。以下同じ。）を、当該期間満了の日から引き続き１週間を超えない範囲内において、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該各号に定める日まで延長するものとする。

イ　減量対象期間の満了の日（以下「満了日」という。）が開催日（天災地変その他やむを得ない事由により開催日の日取りを変更した場合は、その変更前の開催日。以下同じ。）であって、当該開催日に連続する開催日がある場合　当該連続する開催日の最終日

ロ　上記イに定めるもののほか、満了日後の次の開催日（満了日を含む連続する開催日を除く。）の前日までに、天災地変その他やむを得ない理由により開催日の日取りが変更されて開催される場合　変更後の開催日の日取り

２．　競馬施行規程第75条第1項により最低の負担重量を49キログラムとする平地競走は、オープン競走とする。

一般事項Ⅳの１およびⅤの１の（3）の競走を延期した場合の特別登録および出馬投票の取扱いについて

１．一般競走を延期した場合は、改めて出馬投票の受付を行うものとする。

２．特別競走（重賞競走を含む。以下同じ。）を中止した日から起算して５日以内に延期した場合は、出馬投票（最終回の特別登録申込みをもって出馬投票にかえるものを含む。）のみをやりなおすものとする。

３．特別競走を中止した日から起算して６日以上延期した場合の特別登録および出馬投票の取扱いは、次のとおりとする。

（１）３歳馬５大特別競走

第３回特別登録および出馬投票をやりなおすものとする。

（２）国際指定のＧⅠ競走

イ　中央競馬所属馬および地　第１回および第２回の特別登録すべてをやりなおすものとする。

ロ　外　出馬投票を兼ねる特別登録をやりなおすものとする。

（３）中央競馬指定交流競走および国際（ＧⅠ競走およびハンデキャップ競走を除く。）

イ　中央競馬所属馬　第１回および第２回の特別登録すべてをやりなおすものとする。

ロ　外および地　出馬投票を兼ねる特別登録をやりなおすものとする。

（４）上記（1）から（3）以外の特別競走

第１回および第２回の特別登録すべてをやりなおすものとする。

４．競走を中止した日（競走を中止した日と連続する中央競馬の開催日がある場合は、それらの開催日の最後の日）以降、次に中央競馬の開催日が２日以上連続する場合におけるそれらの開催日の最後の日の２日後までに競走を延期して出馬投票をやりなおす場合の取扱いは、次のとおりとする。

（１）　中止した競走に出走できる馬となっていた馬（出走取消または競走除外となった馬を除く。）については、一般事項Ⅴの２の規定にかかわらず、中止した競走と種別、競走条件、馬場および距離が同一の競走（種別、競走条件、馬場および距離が同一の競走が複数ある場合もしくは種別、競走条件、馬場および距離が同一の競走がない場合については、本会が定める競走）に対して、優先して出走できるものとする。ただし、馬場の変更等により、本会が定める競走に対して、優先して出走できる馬が出走可能頭数を超過する場合は、抽選によって出走できる馬を決定するものとする。

（２）　上記(1)に該当する馬以外の馬については、下記のとおり出走できる馬を決定するものとする。なお、この場合において、同一順位の馬が多数ある場合には、抽選によって出走できる馬を決定するものとする。

イ　一般事項Ⅴの２の(1)に定める競走(3(4)歳以上馬競走のＧⅠ競走を除く。）

重賞競走一覧および別に定める出走馬の選定方法により出走できる馬を決定する。

ロ　その他の競走

一般事項Ⅴの２の（2）、（3）および（4）に規定する方法に準じて出走できる馬を決定する。ただし、一般事項Ⅴの２の（4）のニおよびホの（六）は適用しないものとする。

（３）　再投票においては、すべての馬について、上記(2)に規定する方法に準じて出走できる馬を決定するものとする。

（４）　当該出馬投票において出走できる馬とならなかった馬は、出馬投票しなかったものとみなす。なお、特別競走において、出走できる馬とならなかった馬の馬主に対し、当該特別競走の特別登録料は返還するものとする。

（５）　中止したハンデキャップ競走のハンデキャップ発表日については、延期後の発表日を適用する。

５．上記１から４にかかわらず、競馬の円滑な開催に支障がない場合は、特別登録または出馬投票のやりなおしは行わない。

該当する競走条件について

一般事項Ⅴの２の（2）のハに規定する該当する競走条件は、下表により決定するものとする。

平地競走

2歳馬

収得賞金 / 実施日	0万円（未出走馬）	0万円（未勝利馬）	0万円超 500万円以下	500万円超
6月5日～ 9月3日	新馬	未勝利	オープン	オープン
9月4日～ 12月31日	新馬	未勝利	1勝クラス	オープン

3歳馬

収得賞金 / 実施日	0万円（未出走馬）	0万円（未勝利馬）	0万円超 500万円以下	500万円超 1,000万円以下	1,000万円超 1,600万円以下	1,600万円超
1月1日～ 2月26日	新馬	未勝利	1勝クラス	オープン	オープン	オープン
2月27日～ 6月4日	未勝利	未勝利	1勝クラス	オープン	オープン	オープン
6月5日～ 7月23日	未勝利	未勝利	1勝クラス	2勝クラス	3勝クラス	オープン
7月24日～ 12月31日	1勝クラス	1勝クラス	1勝クラス	2勝クラス	3勝クラス	オープン

4歳以上馬

収得賞金 / 実施日	0万円（未出走馬）	0万円（未勝利馬）	0万円超 500万円以下	500万円超 1,000万円以下	1,000万円超 1,600万円以下	1,600万円超
1月1日～ 12月31日	1勝クラス	1勝クラス	1勝クラス	2勝クラス	3勝クラス	オープン

障害競走

収得賞金 / 実施日	0万円	0万円超
1月1日～ 12月31日	未勝利	オープン

外国産馬および輸入自由化実施日以降に輸入される
持込馬の競馬番組上の取扱いについて

1．中央競馬の競走に出走できる外国産馬（㊥の記号で表示します。）は、本会の競走馬登録（再登録を除く。）または地方競馬全国協会が行う馬の登録（本会の競走馬登録を抹消後に行うものを除く。）の時、外国における競馬に出走したことがなく、かつ、繁殖用に供されたものでないものに限ります。したがって、外国産馬を競走馬登録するためには、輸出国の競馬統括団体の発行する外国の競馬に出走したことのないことおよび繁殖用に供されたものでない旨の証明書を提出する必要があります。

ただし、㊞と表示した競走に出走するため、競馬施行規程第 29 条により競走馬登録を受ける外国産馬（特に外の記号で表示します。）についてはこの限りではありません。

2．㊥が出走できる競走は、㊝または㊞と表示した競走、外が出走できる競走は、㊞と表示した競走に限ります。

3．㊝および㊞の競走の数は、当面競馬番組面での競走数の 55%程度とします。

なお、㊝および㊞に指定する重賞競走は 140 競走とします。

4．上記 1 の定めにかかわらず、種付けのため外国に一時的に輸出された牝馬（公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録を受けているもの。）の産駒であって、日本で種付けされ外国で生まれたもので、当歳の 12 月 31 日までに輸入されたものについては、競馬番組上内国産馬として取扱います。

5．活馬の輸入自由化の実施日以降に輸入された妊娠馬による持込馬については、1984 年 1 月 1 日以降競馬番組上内国産馬として取扱います。

生産牧場賞および繁殖牝馬所有者賞の取扱いについて

１．一般事項Ⅷの 10 の(1)に定める生産牧場賞の交付対象者の要件のうち「当該馬が生まれた時、軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有し、その母馬の飼養を行っていた者」とは、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの血統登録原簿に、生産牧場として記載されている者とする。

２．一般事項Ⅷの 10 の(2)に定める繁殖牝馬所有者賞の交付対象者の要件のうち「出走馬が生まれた時にその母馬を所有していた者」とは、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録原簿に、当該馬の生まれた時その母馬の所有者として記載されている者とする。

本会厩舎に入厩できる一馬主あたりの頭数の制限について

１．対象者

個人、法人および組合を問わず全馬主とする。

なお、共有については持分比率のいかんを問わず共有１件につき１頭所有とみなす。

２．入厩限度数

一馬主あたりの入厩頭数は両トレーニング・センター入厩馬および競馬場への出張入厩馬（競走馬総合研究所常磐支所への入厩馬は含まない）の合計頭数を対象として、その限度数は 90 頭とする。

３．実施期日

実施期日は、2010 年１月１日からとする。

競走において馬に使用することができない装具等について

（目的）

第１条　この規程は、日本中央競馬会競馬施行規程（平成 19 年理事長達第 28 号）第 94 条の規定に基づき、競走において馬に使用することができない装具等について定めることを目的とする。

（使用することができない装具等）

第２条　調教師は、馬を競走に出走させるときは、別表に掲げる装具等を使用してはならない。ただし、同表において特に指定するものについては、発走地点までの使用を認めるものとする。

２　前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると裁決委員が認めた場合は、当該装具等の使用を認めないことがある。

(1)　競走に出走する人馬の安全上支障があるとき。

(2)　競馬の円滑な実施に支障があるとき。

(3)　馬の福祉及び虐待防止の観点から問題があるとき。

(4)　明らかに広告宣伝を目的としているとき。

(5)　馬の生理的機能に影響があるとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、公正な競馬の実施に支障をきたすおそれがあるとき。

３　第１項本文及び前項の規定は、馬に調教状況の審査（発走審査、障害審査又は平地調教審査のことをいい、これらの再審査を含む。）を受けさせる場合について準用する。この場合において、前項中「裁決委員が」とあるのは、「理事長の指名した者が」と読み替えるものとする。

（使用にあたり申請が必要な装具）

第３条　調教師は、競走に出走させる馬について、競走中に遮眼革を使用しようとするときは、当該競走への出馬投票をする際に、その旨を申請しなければならない。

２　前項の申請は、その競走の出馬投票締切時刻以前でなければ、取り消すことができない。

（その他）

第４条　この規程に定めるもののほか、馬の装具等の使用に関する指示として必要な事項は、審判担当理事が別に定める。

別表

1　アイシールド（両眼使用又は失明馬について失明眼以外への使用に限り不可）
2　尾吊りロープ（両端を固定していないものに限り不可）
3　折り返し手綱
4　起立防止帯
5　コーネルカラー
6※遮眼革（第３条の申請を行っていないもの及び障害競走において視野の２分の１を超えて遮る効果を持つものの使用に限り不可）
7※上顎ゴムバンド
8※ダミーシャンク
9　透明半頭面（両眼使用又は失明馬について失明眼以外への使用に限り不可）
10　ネーザル・ストリップ
11※鼻しばり
12　フライネット
13※ホライゾネットのうち布などを貼付し、視界が著しく遮られるもの
14※リップチェーン

15※リップネット

（備考）「※」が付されたものは、発走地点までの使用を認める装具等を示す。

競走において騎手が使用又は着用する装具等について

（目的）

第1条　この規程は、日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号）第95条の規定に基づき、競走において騎手が着用しなければならない装具及び騎手が使用又は着用することができる装具等について定めることを目的とする。

（着用義務）

第2条　騎手は、次の各号に掲げるものを着用して競走に騎乗しなければならない。

(1)　保護帽（別表（1）に掲げるいずれかの基準を満たしたものに限る。）

(2)　保護ベスト（別表（2）に掲げるいずれかの基準を満たしたものに限る。）

(3)　服色及び帽色（それぞれ本会が定める服色及び帽（平成8年理事長達第16号）に定めるものをいう。）

(4)　ジョッキーパンツ（白色に限るものとし、騎手自身の氏名の全部又は一部（これらを図形化したマーク等を含む。）及び国名（国旗を含む。）のみ標示することができるものとする。）

(5)　長靴（黒色に限る。ただし、上端周り及び靴底は別色を使用できるものとし、上端周りには騎手自身の氏名の全部又は一部（これらを図形化したマーク等を含む。）及び国名（国旗を含む。）のみ標示することができるものとする。）

（着用可能装具等）

第3条　前条に掲げるもののほか、騎手は次の各号に掲げる装具等を使用又は着用して競走に騎乗することができる。

(1)　むち（別表(3)に掲げる基準をすべて満たしたものに限るものとし、1本のみ所持できるものとする。）

(2)　下着（服色に影響のない色合いのものに限る。）その他の前条各号に掲げるものを着用するにあたり必要と認められるもの

(3)　コンタクトレンズ（ソフトコンタクトレンズに限る。）

(4)　ゴーグルその他の視界を確保するために必要なもの

(5)　マスクその他の防寒等のために必要なもの（安全上支障がないと認められるものに限る。）

(6)　手袋

(7)　前各号に掲げるもののほか、裁決委員が特に認めたもの

第4条　前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると裁決委員が認めた場合は、当該装具の使用を認めないことがある。

(1)　競走に出走する人馬の安全上支障があるとき。

(2)　競馬の円滑な実施に支障があるとき。

(3)　馬の福祉及び虐待防止の観点から使用に問題があるとき。

(4)　明らかに広告宣伝を目的としているとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、公正な競馬の実施に支障をきたすおそれがあるとき。

（むちの使用に関するガイドライン）

第5条　騎手は、競走において第3条第1号に定めるむちを使用しようとする場合にあっては、別表（4）に掲げる方法で使用してはならない。

（その他）

第6条　この規程に定めるもののほか、騎手の装具等の使用又は着用に関する指示として必要な事項は、審判担当理事が別に定める。

別表（1）保護帽の基準

1	JRA 基準　ARAI
2	ヨーロッパ基準　EN1384：1996 以降
	PAS015：1994 以降
	VG1　01.040　2014-12
	UTAC／CRITT04／2015
	89/186/CEE
	89/686/CEE
3	オーストラリア基準　AS／NZS　3838　2003 以降
4	アメリカ基準　ASTM　F11　63-01 以降
	SNELL　2001 以降

別表（2）保護ベストの基準

1	JRA 基準　DESCENTE 社製
2	ヨーロッパ基準　EN13158：2000　Level　1 以降
3	オーストラリア基準　ARB　1998
4	イギリス基準　Satra　Jockey　Vest　Standard　Document　M6　issue 3
5	アメリカ基準　ASTM　F2681-08
	ASTM　F1937

別表（3）むちの基準

- 長さは 77 センチメートル未満であること。
- 馬体の保護のため、むちの先端に衝撃吸収素材を用いたパッド（以下「パッド」という。）を装着したものであること。
- パッドの長さが 17 センチメートル以上であること。
- パッドの幅が 2 センチメートル以上 4 センチメートル以下であること。
- パッドの表面が滑らかで突起物がなく、衝撃吸収の機能が損なわれる加工がなされていないこと。
- パッドに付属物が装着されていないこと。

別表（4）むちの使用に関する禁止事項

- 馬が怪我をするほど、過度にむちを使用すること。
- 肩より上方に腕を上げてむちを振り下ろすこと。
- 反応（脚勢）のない馬に対し、過度にむちを使用すること。
- 明らかに着順の大勢が決した後に、過度にむちを使用すること。
- 入線後にむちを使用すること。
- ひばら（脇腹）へむちを使用すること。
- 2 完歩あけることなく、5 回を超えてむちを連続して使用すること。
- 頭部（その付近を含む。）にむちを使用すること。
- 鞍より前方にむちを使用すること（手綱を持ち、拳を頸部に添え、手首の動作のみにより順手で使用した場合を除く。）。

本会が定める服色及び帽について

日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号。以下「施行規程」という。）第39条第1項及び第2項の本会が定める服色並びに第95条第2項の本会が定める帽は、次のとおりとする。

１．服　色

(1)イ　服色は、枠番号別とし、次のとおりとする。

枠番号	第１色	第2色
1	白・水色斜縞	白・薄紫斜縞
2	黒・白斜縞	黒・薄紫斜縞
3	赤・白斜縞	赤・黒斜縞
4	青・白斜縞	青・黒斜縞
5	黄・白斜縞	黄・黒斜縞
6	緑・白斜縞	緑・黒斜縞
7	橙・白斜縞	橙・黒斜縞
8	桃・白斜縞	桃・黒斜縞

ロ　服色の使用は、次の表に定めるとおりとする。ただし、馬場取締委員が特に認めた場合は、使用する服色の順序を変更することがある。

同一枠番号中イに定める服色を使用する馬の数	馬番号の数の少ないものからの順位	使用する服色
1	1	第　1　色
2	1	第　1　色
	2	第　2　色
3	1	第　1　色
	2	第　2　色
	3	第　1　色

(2)イ　地方競馬全国協会の馬登録を受けている馬を施行規程第15条第1項の中央競馬指定交流競走に出走させる場合の服色は、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

枠番号	第　1　色	第　2　色
1	白、水色四ツ割、袖水色一本輪	薄紫、白四ツ割、袖白一本輪
2	白、黒四ツ割、袖黒一本輪	薄紫、黒四ツ割、袖黒一本輪
3	白、赤四ツ割、袖赤一本輪	薄紫、赤四ツ割、袖赤一本輪
4	白、青四ツ割、袖青一本輪	薄紫、青四ツ割、袖青一本輪
5	白、黄四ツ割、袖黄一本輪	薄紫、黄四ツ割、袖黄一本輪
6	白、緑四ツ割、袖緑一本輪	薄紫、緑四ツ割、袖緑一本輪
7	白、橙四ツ割、袖橙一本輪	薄紫、橙四ツ割、袖橙一本輪
8	白、桃四ツ割、袖桃一本輪	薄紫、桃四ツ割、袖桃一本輪

ロ　服色の使用は、次の表に定めるとおりとする。ただし、馬場取締委員が特に認めた場合は、使用する服色の順序を変更することがある。

同一枠番号中イに定める服色を使用する馬の数	馬番号の数の少ないものからの順位	使用する服色
1	1	第　1　色
2	1	第　1　色
	2	第　2　色
3	1	第　1　色
	2	第　2　色
	3	第　1　色

2．帽

(1)　定　義

イ　帽とは、保護帽に枠番号別色別帽を装着したものをいう。

ロ　保護帽は、本会で備え付けた数種類のうち希望するものを騎手に貸与する。

(2)　帽　色

イ　枠番号別色別帽の帽色は、次のとおりとする。

枠番号	第1色	第2色 (四ツ割染分け)	第3色 (八ツ割染分け)
1	白	白、水色	白、水色
2	黒	黒、白	黒、白
3	赤	赤、白	赤、白
4	青	青、白	青、白
5	黄	黄、白	黄、白
6	緑	緑、白	緑、白
7	橙	橙、白	橙、白
8	桃	桃、白	桃、白

ロ　帽色の使用は、次の表に定めるとおりとする。ただし、馬場取締委員が特に認めた場合は、使用する帽色の順序を変更することがある。

同一枠番号中同一服色を使用する馬の数	馬番号の数の少ないものからの順位	使用する帽色
1	1	第　1　色
2	1	第　1　色
	2	第　2　色
3	1	第　1　色
	2	第　2　色
	3	第　3　色

一般事項Ⅷの6の（4）に定める出走奨励金について

1．本会が指定するＧＩ競走における特別出走奨励金交付基準

（目的）

第１条　この基準は、本会が指定するＧＩ競走における、安定的な出走頭数の確保および競走内容の充実を図るため、同競走に出走した馬の馬主（共有馬にあっては共有代表馬主。以下同じ。）に対して、特別出走奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この基準における特別出走奨励金とは、次条で定める交付対象競走を競馬番組一般事項Ⅷの６の(4)の競走と指定し、同Ⅷの６の(1)と別に交付する出走奨励金をいう。

（交付対象競走）

第３条　特別出走奨励金の交付対象となる競走は、別表左欄に定める競走とする。

（交付対象者）

第４条　次に掲げる要件の全てに該当した馬が交付対象競走に出走し第10着以内の着順を得なかったとき、当該馬の馬主に対し、次条で定める特別出走奨励金を交付する。

(1)　交付対象競走に出走したときに、本会の競走馬登録（日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年日本中央競馬会理事長達第28号）第28条および第29条によるものを除く。）を受けている馬

(2)　該当する競走条件がオープンの馬

（特別出走奨励金の額）

第５条　特別出走奨励金の額は、別表右欄に定める額とする。

（不交付要件）

第６条　第４条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には交付しない。

(1)　失格したときまたは裁決委員が不適当と認めたとき。

(2)　装着時のでき上り厚さ10ミリ以下、最大部分の幅25ミリ以下、重さ150グラム以下の蹄鉄を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(3)　馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

別表

交付対象競走	特別出走奨励金の額
大阪杯、天皇賞（春）、宝塚記念、天皇賞（秋）、ジャパンカップ、有馬記念	200万円
フェブラリーステークス、高松宮記念、ヴィクトリアマイル、農林水産省賞典安田記念、スプリンターズステークス、エリザベス女王杯、マイルチャンピオンシップ、チャンピオンズカップ	150万円

2. 本会が指定するＧⅡ競走における特別出走奨励金交付基準

（目的）

第１条　この基準は、3（4）歳以上のＧⅡ競走（芝コースにおいて行う距離1,800メートル以上の競走に限る。）における、安定的な出走頭数の確保および競走内容の充実を図るため、同競走に出走した馬の馬主（共有馬にあっては共有代表馬主。以下同じ。）に対して、特別出走奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この基準で定める特別出走奨励金とは、次条で定める交付対象競走を競馬番組一般事項Ⅷの６の(4)の競走と指定し、同Ⅷの６の(1)と別に交付する出走奨励金をいう。

（交付対象競走）

第３条　特別出走奨励金の交付対象となる競走は、別表のとおりとする。なお、出馬投票締切後に一般事項Ⅶの３に定めるところにより馬場を変更した場合は、出馬投票締切時の馬場および競走距離により交付する。

（交付対象者）

第４条　次に掲げる要件の全てに該当した馬が交付対象競走に出走し第10着以内の着順を得なかったとき、当該馬の馬主に対し、次条で定める特別出走奨励金を交付する。

(1)　交付対象競走に出走したときに、本会の競走馬登録（日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年日本中央競馬会理事長達第28号）第28条および第29条によるものを除く。）を受けている馬

(2)　該当する競走条件がオープンまたは3勝クラスの馬

（特別出走奨励金の額）

第５条　特別出走奨励金の額は、交付対象馬の該当する競走条件に応じて次のとおりとする。

(1)　該当する競走条件がオープンの馬　　100万円

(2)　該当する競走条件が3勝クラスの馬　　50万円

（不交付要件）

第６条　第４条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には交付しない。

(1)　失格したときまたは裁決委員が不適当と認めたとき。

(2)　当該競走において最下位の着順となった馬が、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、中山記念、毎日王冠およびアイルランドトロフィーにあっては4秒、その他の競走にあっては5秒を超えて決勝線に到達したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(3)　装着時のでき上り厚さ10ミリ以下、最大部分の幅25ミリ以下、重さ150グラム以下の蹄鉄を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(4)　馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

別表

日経新春杯	札幌記念
アメリカジョッキークラブカップ	産経賞オールカマー
農林水産省賞典京都記念	毎日王冠
中山記念	農林水産省賞典京都大賞典
東海テレビ杯金鯱賞	アイルランドトロフィー
阪神大賞典	アルゼンチン共和国杯
日経賞	スポニチ賞ステイヤーズステークス
農林水産省賞典目黒記念	

3．有馬記念競走における特別出走奨励金交付基準

（目的）

第１条　この基準は、有馬記念競走の興趣向上を図るため、同競走のファン投票において、高い支持を受けた馬に対して、特別出走奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この基準で定める特別出走奨励金とは、有馬記念競走を競馬番組一般事項Ⅷの６の(4)と指定し、同Ⅷの６の(1)と別に交付する出走奨励金をいう。

（交付対象）

第３条　次に掲げる要件の全てに該当した馬が有馬記念競走に出走したときに、現に所有していた馬主（当該馬を組合財産としている組合である馬主も含む。）に対し、次条で定める特別出走奨励金を交付する。

(1) 有馬記念競走に出走したときに、本会の競走馬登録（日本中央競馬会競馬施行規程（平成 19 年日本中央競馬会理事長達第 28 号。以下「施行規程」という。）第 28 条および第 29 条によるものを除く。）を受けている馬

(2) 当該年度において、ＧⅠ競走（インターナショナル・カタロギング・スタンダーズに定めるパートⅠの競走のＧⅠ競走および日本グレード格付管理委員会で格付けされたＪｐｎⅠ競走をいう。）で第３着以内となったことがある馬または平地の重賞競走（中央競馬の重賞競走の他、競馬番組一般事項で定める地方重賞競走および外国の重賞競走を含む。）で優勝した馬

(3) 当該年度の有馬記念ファン投票において 10 位以内となった馬

（特別出走奨励金の額）

第４条　特別出走奨励金の額は、別表に定める額とする。ただし、他の交付対象馬とファン投票順位が同順位となる交付対象馬がある場合は、その順位以下同順位となった交付対象馬の頭数に相当する順位までの特別出走奨励金の総額を、同順位の交付対象馬の頭数に等分して交付する。この場合において、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを 1,000 円に切り上げる。

（不交付要件）

第５条　第３条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には交付しない。

(1) 失格（施行規程第 123 条第６号に規定する事由に該当する場合を除く。）したとき。

(2) 裁決委員が不適当と認めたとき。

(3) 装着時のでき上り厚さ 10 ミリ以下、最大部分の幅 25 ミリ以下、重さ 150 グラム以下の蹄鉄を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(4) 馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

別表

当該年度の有馬記念 ファン投票順位	特別出走奨励金の額
1 位 ～ 3 位 の 馬	2,000 万円
4 位 ～ 5 位 の 馬	1,000 万円
6 位 ～ 10 位 の 馬	500 万円

一般事項Ⅷの7に定める褒賞金交付基準について

1．同一年度に本会が定める競走に優勝した馬に対する褒賞金交付基準

（目的）

第１条　この基準は、競馬番組の一層の充実およびわが国の競走馬の資質の向上を図るため、本会の競走馬登録を受けている馬が同一年度に本会が定める競走に優勝した場合に褒賞金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（交付対象馬）

第２条　褒賞金の交付対象となる馬は、別表左欄に定める要件を満たした馬とする。

（交付対象者）

第３条　褒賞金の交付対象者は、交付対象馬が別表左欄に定める要件を満たしたときに、現に当該馬を所有していた馬主（共有馬にあっては共有代表馬主。以下同じ。）とする。

（褒賞金）

第４条　褒賞金の額は、別表右欄に定める額とする。

２　交付対象馬が内国産馬である場合は、当該馬の生産牧場（競馬番組一般事項Ⅷの10の(1)に定める条件を具備している者に限る。以下同じ。）に対して前項の褒賞金の額に100分の5を乗じて得た額を交付する。

別表

交付対象馬	褒賞金の額
(1)皐月賞、東京優駿、菊花賞のすべての競走に優勝した内国産馬	3億円
(2)桜花賞、優駿牝馬、秋華賞のすべての競走に優勝した内国産馬	1億円
(3)同一年度に大阪杯、天皇賞（春）、宝塚記念のすべての競走に優勝した馬	内国産馬　3億円 ㊥　1億5,000万円
(4)同一年度に天皇賞（秋）、ジャパンカップ、有馬記念のすべての競走に優勝した馬	
(5)同一年度に大阪杯、天皇賞（春）、宝塚記念、天皇賞（秋）、ジャパンカップ、有馬記念のうち3競走に優勝した馬	内国産馬　2億円 ㊥　1億円

※(3)、(4)のいずれかまたは双方の要件を満たした交付対象馬は(5)の交付対象馬としない。ただし、(5)の交付対象馬が(4)に定める要件を満たした場合は、(4)に定める要件を満たしたときに、現に当該馬を所有していた馬主に対し、内国産馬1億円、㊥5,000万円を交付し、また、当該馬が内国産馬である場合は、500万円を当該馬の生産牧場に交付する。

2．削　除

一般事項Ⅷの8に定める賞品交付基準について

1．馬主賞品

以下のとおり賞品を交付する。

(1) 重賞競走

重賞競走の第１着馬の馬主に対し、下表のとおり賞品を交付する。

なお、ＧⅠ競走の第１着馬の馬主に対し、30 万円相当（ＧⅠ競走の賞品金額 600 万円に含まれる）の優勝記念トロフィーを交付する。

競　　走	賞 品 金 額
ＧⅠ競走	6,000,000 円
ＧⅠ競走以外の重賞競走（Ｊ・ＧⅠ競走を含む）	2,400,000 円

(2) 特別競走

特別競走の第１着馬の馬主に対し、下表のとおり賞品を交付する。

競　　走	賞 品 金 額
リステッド競走	2,200,000 円
その他のオープン競走	2,000,000 円
3 勝クラス競走	1,800,000 円
2 勝クラス競走	
1 勝クラス競走	1,600,000 円

(3) 一般競走

一般競走の第１着馬の馬主に対し、優勝記念メダル（100 万円）を交付する。

(4) ＤＶＤの交付

全競走の第１着馬の馬主に対し、競走を記録したＤＶＤを交付する。

(5) ３冠馬表彰

同一年度において中央競馬のＧⅠ競走（本会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。）のうちいずれかの 3 競走において第１着となった馬の馬主に対し、賞品を交付する。

2. 調教師・騎手・調教助手・厩務員賞品

下表に定める競走の第１着馬の調教師・騎手・調教助手・厩務員に対し、下表のとおり賞品を交付する。

競　　走	賞 品 金 額			
	調教師	騎手	調教助手	厩務員
ＧＩ競走、Ｊ・ＧＩ競走	80,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円

3. 参加記念品

ジャパンカップ競走に出走した馬の馬主・調教師・騎手・調教助手・厩務員に対し、参加記念品を交付する。

4. 生産者賞品

下表に定める競走の第１着馬の生産者に対し、下表のとおり賞品を交付する。

競　　走	賞 品 金 額
ＧＩ競走、Ｊ・ＧＩ競走	80,000 円

5. 騎手シリーズ賞品

以下のとおり賞品を交付する。

(1) ワールドオールスタージョッキーズ

個人戦優勝騎手に対し、30 万円相当の賞品を交付する。また、団体戦優勝チームの騎手に対し、１名あたり 20 万円相当の賞品を交付する。

(2) サマージョッキーズシリーズ

シリーズ優勝騎手に対し、30 万円相当の賞品を交付する。

(3) 削　除